

第三期宮城県ツキノワグマ管理計画の達成状況及び
第四期宮城県ツキノワグマ管理計画の策定方針(案)
について

令和3年8月

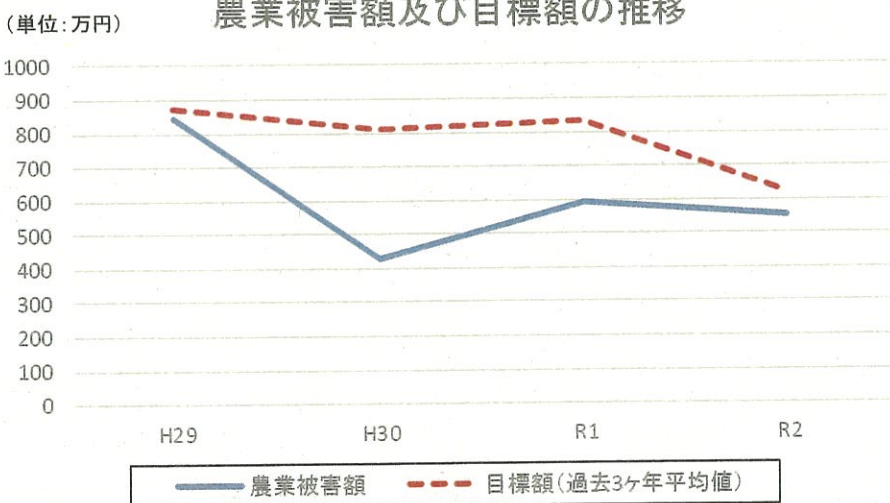
宮城県環境生活部自然保護課

特定鳥獣保護管理計画の策定に係るスケジュール(案)

	次期特定鳥獣保護管理計画 策定スケジュール案 (令和4～令和8年度)				現特定鳥獣保護管理計画 策定スケジュール (平成29～令和3年度)			
	県		国		県		国	
前々年度 以前			H28.3 H29.3 R3.3	特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン (ニホンザル類編)改定 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン (クマ類編)改定 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン (ニホンジカ類編、イノシシ類編)改定			H22.3 H22.3 H28.3 H28.3	特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン (イノシシ類編)策定 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン (クマ類編)策定 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン (ニホンザル類編)策定 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン (ニホンジカ類編)策定
前年度	8月上旬	現計画達成状況、次期特定計画策定方針作成			8月頃	現計画達成状況、次期特定計画策定方針作成		
	R3.8.17	親会 (現計画達成状況、次期計画策定方針)			H28.8.17	イノシシ部会 (2期計画達成状況、3期計画策定方針)		
	8月中旬～下旬	各部会 (現計画達成状況、次期計画策定方針)			H28.8.23	ニホンジカ部会 (1期計画達成状況、2期計画策定方針)		
					H28.8.29	ニホンザル部会 (3期計画達成状況、4期計画策定方針)		
	9月～10月	次期計画策定方針に係る関係機関からの意見照会			H28.9.1	ツキノワグマ部会 (2期計画達成状況、3期計画策定方針)		
					H28.9.7	親会 (現計画達成状況、次期計画策定方針)		
	11月頃	次期特定計画案作成			H28.10.28	県自然環境保全審議会 (次期特定計画策定スケジュール説明)		
	11月～12月頃	各部会 (次期特定計画案)			12月頃	次期特定計画案作成		
	12月頃	親会 (次期特定計画案)						
	12月頃	自然環境保全審議会 (次期特定計画案諮問)			H29.1.17	イノシシ部会 (3期計画案)		
	12月頃	県議会常任委員会報告			H29.1.16	ニホンジカ部会 (2期計画案)		
	1月頃	パブリックコメント(次期特定計画案)			H29.1.13	ニホンザル部会 (4期計画案)		
	1月頃	東北地方環境事務所、隣接県、市町村協議 (次期特定計画案)			H29.1.13	ツキノワグマ部会 (3期計画案)		
	1月頃	庁内各課、地振照会 (次期特定計画案)			H29.1.30	親会 (次期計画案)		
2月頃	パブコメ、協議、照会結果取りまとめ (必要に応じて計画修正)			H29.2.1	自然環境保全審議会 (次期特定計画案諮問)			
				H29.2.15 ～H29.3.14	パブリックコメント(次期特定計画案)			
3月頃	自然環境保全審議会 (次期特定計画案答申)			H29.2.15	東北地方環境事務所、隣接県、市町村協議 (次期特定計画案)			
3月頃	公表・環境大臣へ報告			H29.2.15	庁内各課、地振照会 (次期特定計画案)			
3月頃	パブリックコメント結果掲載・報告			H29.3.14	県議会環境生活農林水産委員会報告			
				H29.3.22	自然環境保全審議会 (次期特定計画案答申)			
				H29.3.29	公表・環境大臣へ報告			
				H29.3.30	パブリックコメント結果掲載・報告			
	R4.4.1	次期特定鳥獣保護管理計画の施行			H29.4.1	次期特定鳥獣保護管理計画の施行		
	4月頃	県議会常任委員会報告						

第三期宮城県ツキノワグマ管理計画達成状況及び次期管理計画策定方針（案）

現計画	達成状況	新計画（案）
<p>名称 第三宮城県ツキノワグマ管理計画</p>		<p>第四期宮城県ツキノワグマ管理計画</p>
<p>計画期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（5年間） （第12次鳥獣保護管理事業計画期間内）</p>		<p>令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間） （第13次鳥獣保護管理事業計画期間内）</p>
<p>第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域</p> <p>管理が行われるべき区域は、県内全域とする。また、重点区域、警戒区域、観察区域に分けて、各種対策を実施するとともに、重点区域の市町村は、ツキノワグマ管理事業を実施するため年度ごとの実施計画書を作成することとする。</p> <p>なお、山形県及び福島県にまたがる南奥羽地域については、地域個体群単位で生息状況に応じた管理を行って行くことが望ましいことから、これらの県との連携を図った管理の検討を進める。</p> <div data-bbox="516 533 967 1037" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="94 1163 908 1302" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>重点区域： 農業被害が発生している市町村 警戒区域： 出没は見られるが、農業被害が発生していない市町村 観察区域： 出没も見られず、農業被害も発生していない市町村</p> </div>		<p>●継続もしくは見直し</p> <p>原則として現計画の区域及び区分を維持することとするが、気仙沼市での農業被害発生や石巻市での目撃情報が認められることから、市町村の意見も聴きながら区域を設定する。</p>

現計画	達成状況	新計画（案）																																																																		
<p>第二種特定鳥獣の管理の目標 個体数管理に関する目標 県内のツキノワグマの生息数は、平成26年度調査結果により、1,669（1,199～2,147）頭と推定されたことから、個体数水準4（安定存続地域個体群）に相当し、この個体数水準の維持を当面の目標とする。</p> <p>ツキノワグマの生息頭数の推定については、適時適切な生息調査を実施するものとし、新たな調査結果が得られた場合は、その調査結果に基づき宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会（以下「ツキノワグマ部会」という。）で検討することとする。</p> <p>なお、次期管理計画に反映させる生息数調査は現計画期間内に実施することとする。</p>	<p>令和2年度に県北部の加美町と県中央部の仙台市でカメラトラップ調査を実施した結果、生息密度は加美で1.27(0.60-2.70)（中央値(95%下限値-上限値)）頭/km²、仙台で1.12(0.75-1.68)頭/km²、全体では1.21(0.53-2.77)頭/km²となった。</p> <p>次に植生やクマの出没状況によって県内に生息域を設定し、宮城県内の生息個体数を推定したところ、全体で中央値3,147頭（95%信頼区間1,618～6,327頭）、気仙沼地域を除いた県西部のみの個体数は中央値3,039頭（95%信頼区間1,528～6,195頭）と推定された。</p> <table border="1" data-bbox="1003 520 2139 934"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区域</th> <th rowspan="2">生息域面積(km²)</th> <th colspan="3">生息密度(頭/km²)</th> <th colspan="3">個体数(頭)</th> </tr> <tr> <th>中央値</th> <th>下限値</th> <th>上限値</th> <th>中央値</th> <th>下限値</th> <th>上限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県北</td> <td>1197.37</td> <td>1.27</td> <td>0.60</td> <td>2.70</td> <td>1,520</td> <td>714</td> <td>3,237</td> </tr> <tr> <td>県央</td> <td>578.56</td> <td>1.12</td> <td>0.75</td> <td>1.68</td> <td>647</td> <td>432</td> <td>969</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>718.97</td> <td>1.21</td> <td>0.53</td> <td>2.77</td> <td>872</td> <td>382</td> <td>1,989</td> </tr> <tr> <td>県西部</td> <td>2494.90</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3,039</td> <td>1,528</td> <td>6,195</td> </tr> <tr> <td>気仙沼</td> <td>347.92</td> <td>0.31</td> <td>0.26</td> <td>0.38</td> <td>108</td> <td>90</td> <td>132</td> </tr> <tr> <td>県内全体</td> <td>2842.82</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3,147</td> <td>1,618</td> <td>6,327</td> </tr> </tbody> </table>	区域	生息域面積(km ²)	生息密度(頭/km ²)			個体数(頭)			中央値	下限値	上限値	中央値	下限値	上限値	県北	1197.37	1.27	0.60	2.70	1,520	714	3,237	県央	578.56	1.12	0.75	1.68	647	432	969	県南	718.97	1.21	0.53	2.77	872	382	1,989	県西部	2494.90				3,039	1,528	6,195	気仙沼	347.92	0.31	0.26	0.38	108	90	132	県内全体	2842.82				3,147	1,618	6,327	<p>●継続もしくは変更</p> <p>現計画では1,669頭という個体数水準の維持を目標としていたが、令和2年度調査によって3,000頭以上に増加していることが示唆された。</p> <p>国ガイドラインでは個体数水準4（安定存続地域個体群）に該当することから、関係機関とも調整した上で、現計画の管理目標である「個体数水準の維持」を継続するか、捕獲枠を上乘せし「適正個体数への誘導」を図るか検討することとする。</p> <p>なお、過度な捕獲圧強化とならないよう、計画期間中は毎年度個体数推定調査を実施し、必要に応じて調査結果を計画に反映させることとする。</p>				
区域	生息域面積(km ²)			生息密度(頭/km ²)			個体数(頭)																																																													
		中央値	下限値	上限値	中央値	下限値	上限値																																																													
県北	1197.37	1.27	0.60	2.70	1,520	714	3,237																																																													
県央	578.56	1.12	0.75	1.68	647	432	969																																																													
県南	718.97	1.21	0.53	2.77	872	382	1,989																																																													
県西部	2494.90				3,039	1,528	6,195																																																													
気仙沼	347.92	0.31	0.26	0.38	108	90	132																																																													
県内全体	2842.82				3,147	1,618	6,327																																																													
<p>被害の防除に関する目標 イ 農林水産業等における被害は、毎年度、過去3か年の平均を下回ることを目標とする。</p>	<p>イ 県内のツキノワグマによる農業被害額は平成28年度に1千万円を超えたもののここ3年間は5百万円前後で推移している。</p> <p>管理目標については、平成29年度から令和2年度までの4年間全て目標額を下回った。</p> <p>県内のツキノワグマ農作物被害金額(平成11年度以降)</p> <p style="text-align: right;">(単位:万円)</p> <table border="1" data-bbox="1047 1178 2101 1440"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H11</th> <th>H12</th> <th>H13</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害金額</td> <td>7.5</td> <td>1,067.0</td> <td>1,199.9</td> <td>973.9</td> <td>1,346.5</td> <td>708.3</td> <td>349.9</td> <td>2,995.3</td> <td>854.0</td> <td>770.7</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>被害金額</td> <td>401.7</td> <td>539.0</td> <td>371.3</td> <td>600.3</td> <td>591.0</td> <td>1,031.8</td> <td>352.8</td> <td>1,231.0</td> <td>841.7</td> <td>429.8</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>R1</th> <th>R2(速報値)</th> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>被害金額</td> <td>591.0</td> <td>553.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(単位:万円) 農業被害額及び目標額の推移</p> 	年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	被害金額	7.5	1,067.0	1,199.9	973.9	1,346.5	708.3	349.9	2,995.3	854.0	770.7	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	被害金額	401.7	539.0	371.3	600.3	591.0	1,031.8	352.8	1,231.0	841.7	429.8	年度	R1	R2(速報値)									被害金額	591.0	553.0									<p>イ ●変更</p> <p>ツキノワグマによる農林業被害は年度による変動が大きく、過去数年間の平均値を管理目標とした場合、被害が大きい年度の値に影響されやすい。</p> <p>指標は「被害額」を用いることとし、長期的に減少傾向に誘導できるような指標について検討する。</p> <p>（例：令和8年度末に、第三期計画期間の4年間（H29～R2）の平均被害額（604万円）から3割減の約420万円まで低減させる。等）</p>
年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20																																																										
被害金額	7.5	1,067.0	1,199.9	973.9	1,346.5	708.3	349.9	2,995.3	854.0	770.7																																																										
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30																																																										
被害金額	401.7	539.0	371.3	600.3	591.0	1,031.8	352.8	1,231.0	841.7	429.8																																																										
年度	R1	R2(速報値)																																																																		
被害金額	591.0	553.0																																																																		

現計画

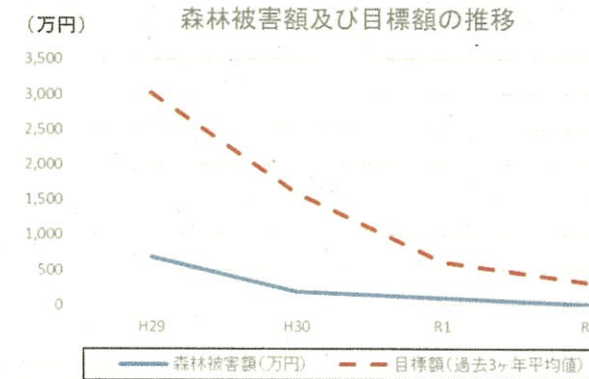
達成状況

新計画 (案)

県内のツキノワグマによる森林被害額は平成 26 年度の約 5 千万円をピークに減少傾向にあり、令和 2 年度の被害額は 13 万円となっている。

管理目標については、平成 29 年度から令和 2 年度までの 4 年間全て目標額を下回った。

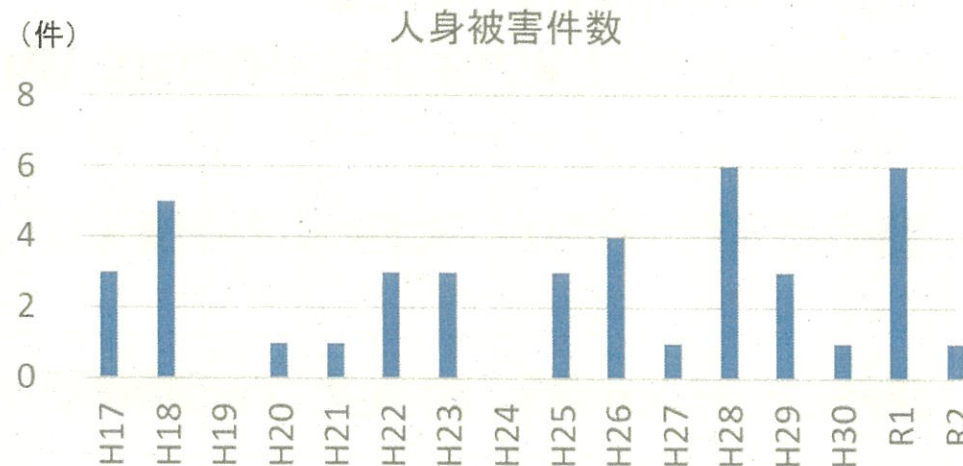
年度	森林被害額(万円)
H24	438
H25	345
H26	4,981
H27	3,125
H28	965
H29	686
H30	187
R1	94
R2	13



ロ 人身被害については、告知看板の増設並びに被害防止対策のための広報資料の作成及び配布を行い、人身被害を発生させないことを目標とする。

ロ 人身被害発生件数は、下グラフのとおり。現計画期間中は毎年度人身被害が発生し、令和元年度は死亡事故が 1 件発生した。

ロ ●継続
引き続き、人身被害を発生させないことを目標とする。



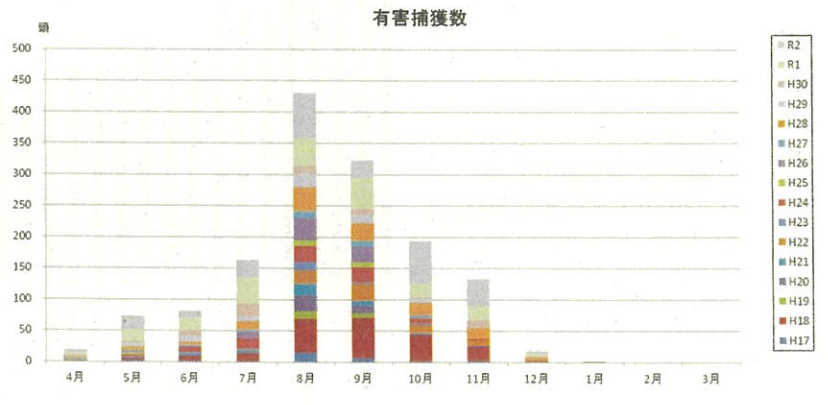
ハ 必要に応じて関係機関で構成するツキノワグマ被害対策連絡会議を開催し、被害防止対策の連携を図る。

「ツキノワグマ被害対策連絡会議」を平成 29 年度、令和元年度及び令和 2 年度に開催し、クマの出没情報の共有、緊急時の対応に係る連携の確認を図るほか、市町村や県民等に対する注意喚起のあり方、クマとヒトとの軋轢解消を目指した取組等について検討を行った。

ハ ●継続
引き続き、必要に応じて会議を開催し、被害防止対策の連携を図る。

現計画	達成状況	新計画（案）																																																																																																																																																
<p>生息地の保護及び整備に関する目標</p> <p>地域個体群の維持及び人とツキノワグマとの「すみ分け」を図るため、関係機関と調整しつつ、ツキノワグマの採餌環境である広葉樹林等の多様な森林が各地で健全に生育している状態を目標とする。また、重点区域・警戒区域においては、「ゾーニング管理」による人とツキノワグマのすみ分けを図って行くこととする。実施に際しては、人間活動を優先する地域としての「排除地域」と「防除地域」、ツキノワグマを保護する地域としての「コア生息地」、出没を防止する地域としての「緩衝地帯」のゾーニングを行うこととし、県ではゾーニングごとの管理方針の決定や管理目標の明確化を進めるとともに、具体的なゾーン設定を行う市町村の支援を行う。市町村においては、地域におけるクマ出没情報等を踏まえながら、関係者が協議してゾーンの設定を行うものとする。</p>	<p>本県は森林率（県土に占める森林の割合）が57%となっており、全国平均より10%低いものの、仙台市街地近郊にも豊かな森林や溪谷が広がっていたり、住宅街と森林が隣接していたりする場合が多い。</p> <p>また、奥羽山脈沿いなど広大な森林が広がっている地域でも、集落や人家が点在している。こういった状況から、県としてゾーニング管理は目指したものの、県によるゾーニング管理方針の決定や市町村によるゾーン設定は実現できず、ゾーニング管理を行うことはできなかった。</p>	<p>●変更を検討</p> <p>本県は奥羽山脈沿いの一部地域を除き、クマの生息域と人間の活動区域が近接している場所が多い。</p> <p>現状では、クマが出没した場合の対応については現場の状況に応じてその都度判断し、適切に対処できていることから、ゾーニング管理の推進を継続するかどうか、市町村・関係機関の意見も踏まえながら検討する。</p>																																																																																																																																																
<p>管理の実施</p> <p>(1) 個体数管理</p> <p>捕獲は、狩猟及び有害鳥獣捕獲のみ行い、数の調整（個体数調整）による捕獲は行わないものとする。</p> <p>イ 捕獲上限の設定</p> <p>捕獲数の管理は、計画期間内である平成29年度から平成33年度までの5年間で区切りとして行うこととし、毎年度の捕獲上限割合は推定生息数の中央値の12%（注1）（200頭）を目途とする。</p> <p>ツキノワグマの生息頭数の算定については、生息痕等の確認により実施しているが、全個体を直接把握できないことから誤差が生じやすいため、捕獲上限の設定に当たっては、適時適切な生息調査を実施するものとする。</p>	<p>宮城県の個体数管理は、有害鳥獣捕獲及び狩猟で行っており、数の調整による捕獲は行っていない。</p> <p>有害鳥獣捕獲数は令和元年度と令和2年度に捕獲上限割合である200頭を超過し、現計画期間（H29～R2）の平均有害鳥獣捕獲数は162頭であった。</p> <p>県内のツキノワグマ捕獲数（平成2年度以降）</p> <p style="text-align: right;">（単位：頭）</p> <table border="1" data-bbox="1012 974 2145 1430"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H2</th> <th>H3</th> <th>H4</th> <th>H5</th> <th>H6</th> <th>H7</th> <th>H8</th> <th>H9</th> <th>H10</th> <th>H11</th> <th>H12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有害</td> <td>8</td> <td>27</td> <td>57</td> <td>28</td> <td>23</td> <td>28</td> <td>60</td> <td>19</td> <td>30</td> <td>38</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>狩猟</td> <td>20</td> <td>34</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>28</td> <td>61</td> <td>59</td> <td>35</td> <td>27</td> <td>34</td> <td>64</td> <td>25</td> <td>32</td> <td>45</td> <td>33</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>H13</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> <tr> <td>有害</td> <td>53</td> <td>47</td> <td>79</td> <td>44</td> <td>28</td> <td>211</td> <td>19</td> <td>46</td> <td>36</td> <td>74</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>狩猟</td> <td>2</td> <td>19</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>20</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>55</td> <td>66</td> <td>87</td> <td>51</td> <td>48</td> <td>216</td> <td>23</td> <td>52</td> <td>36</td> <td>77</td> <td>34</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2(速報値)</th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <td>有害</td> <td>88</td> <td>22</td> <td>75</td> <td>36</td> <td>132</td> <td>64</td> <td>76</td> <td>227</td> <td>279</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>狩猟</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>16</td> <td>8</td> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>89</td> <td>29</td> <td>77</td> <td>45</td> <td>136</td> <td>80</td> <td>84</td> <td>229</td> <td>280</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	有害	8	27	57	28	23	28	60	19	30	38	26	狩猟	20	34	2	7	4	6	4	6	2	7	7	合計	28	61	59	35	27	34	64	25	32	45	33	年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	有害	53	47	79	44	28	211	19	46	36	74	23	狩猟	2	19	8	7	20	5	4	6	0	3	11	合計	55	66	87	51	48	216	23	52	36	77	34	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2(速報値)			有害	88	22	75	36	132	64	76	227	279			狩猟	1	7	2	9	4	16	8	2	1			合計	89	29	77	45	136	80	84	229	280			<p>●継続もしくは変更</p> <p>現計画では1,669頭という個体数水準の維持を目標としていたが、令和2年度調査によって3,000頭以上に増加していることが示唆された。</p> <p>国ガイドラインでは個体数水準4（安定存続地域個体群）に該当することから、年間の捕獲上限割合12%を維持するか、毎年度人身被害が発生している状況踏まえてガイドラインの上限である15%に捕獲上限割合を引き上げるか検討する。</p> <p>捕獲数の管理は新計画の期間である令和4年度から令和8年度までの5年間区切りとして行う。</p> <p>なお、毎年度個体数推定調査を実施し、必要に応じて調査結果を計画に反映させることとする。</p>
年度	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12																																																																																																																																							
有害	8	27	57	28	23	28	60	19	30	38	26																																																																																																																																							
狩猟	20	34	2	7	4	6	4	6	2	7	7																																																																																																																																							
合計	28	61	59	35	27	34	64	25	32	45	33																																																																																																																																							
年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23																																																																																																																																							
有害	53	47	79	44	28	211	19	46	36	74	23																																																																																																																																							
狩猟	2	19	8	7	20	5	4	6	0	3	11																																																																																																																																							
合計	55	66	87	51	48	216	23	52	36	77	34																																																																																																																																							
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2(速報値)																																																																																																																																									
有害	88	22	75	36	132	64	76	227	279																																																																																																																																									
狩猟	1	7	2	9	4	16	8	2	1																																																																																																																																									
合計	89	29	77	45	136	80	84	229	280																																																																																																																																									
<p>ロ 学習放獣</p> <p>農林水産業等における被害を引き起こした個体の一部については、捕殺しない措置として、学習放獣を試験的に実施し、県における効果的な実施手法について検討を進める。</p> <p>学習放獣を実施するためには、地域住民の理解を得ることが重要であり、その意義及び効果について啓発に努めるとともに、引き続き調査研究を進めることとする。</p> <p>これまでの事例の実績から、学習放獣マニュアルの変更等を検討し、必要な範囲で今後も調査を継続し、結果内容を宮城県ツキノワグマ学習放獣マニュアルに掲載する。</p>	<p>現計画期間内においては、学習放獣は行われなかった。</p> <p>学習放獣を実施するためには、放獣先の確保や麻酔薬で不動化させる措置が必要不可欠であるが、それらを実施するための体制整備ができていないのが現状である。</p>	<p>●継続もしくは変更</p> <p>ツキノワグマ生息数が増加していると推定されている事を踏まえ、例えば「年度毎の捕獲上限に達した場合は、有害鳥獣捕獲で捕獲した個体について、捕殺せずに学習放獣することを検討する。」など、学習放獣を実施する場合の基準等について検討を行う。</p> <p>なお、学習放獣については、日本哺乳類学会が「クマ類の放獣に関するガイドライン」を掲載しており、学習放獣を検討する市町村等に対しては、当該ガイドラインに沿った体制整備等の周知を行う。</p>																																																																																																																																																

現計画	達成状況	新計画（案）
<p>ハ 有害鳥獣捕獲</p> <p>ツキノワグマは、繁殖力が弱いこと、及び行動範囲が広いことから、地域単位で個体数管理を行うものでないため、捕獲許可（法第9条第1項の許可のうち、捕獲に係るものをいう。以下同じ）は、知事が行うこととするが、人畜被害のおそれがあるなどの緊急時における捕獲許可に限り、許可権限の移譲を希望し、かつ体制の整っている市町村への許可権限移譲を進める。</p> <p>捕獲許可については、個体数水準の維持の観点から、被害を効果的に防除するために必要な範囲で、かつ、その必要性を十分審査した上で行うこととし、捕獲がすなわち殺傷につながらないよう最大限の配慮を行うこととする。</p> <p>捕獲許可の基本的な考え方は、別途定める「有害鳥獣捕獲許可上の注意点」に基づくこととし、可能な場合は移動放獣を実施するよう市町村に働きかけを行うとともに、放獣場所の確保等について、関係機関の協力を得ることとする。また、現在と同様に「ツキノワグマ捕獲調書」を用いて、捕獲個体の生息場所、特徴等の把握を継続する。</p> <p>なお、不測の事態により人身に対する被害が発生している場合又は人身に対する危害が切迫しており、かつ、緊急の措置を要する場合であって、次に掲げる場合に該当するときに限り、口頭許可により処理することができることとする。</p> <p>(イ) 日常生活の範囲内で人身被害が発生した場合又は被害が予想される場合（山菜採り、きのこ採り等のために山に入って被害を受けた場合を除く。）</p> <p>(ロ) ツキノワグマが、人家の敷地内に侵入している場合</p> <p>(ハ) ツキノワグマが、人が滞在し、又は活動している施設（学校、病院等）の敷地内に侵入している場合</p> <p>(二) (イ) から (ハ) までに掲げるもののほか、人身被害が予想される場合</p>	<p>ツキノワグマの有害鳥獣捕獲許可は、原則として、被害対策防除措置を講じてもおお被害等が防ぎきれない場合に認めており、必要最小限度にとどめている。</p> <p>また、令和3年4月1日時点で緊急時の捕獲許可のために許可権限を15市町村に移譲している。</p>	<p>●継続</p> <p>新計画においても、農林業被害においては被害防除措置による対策を原則とし、捕獲以外に被害を防ぐ手段がない場合に限って有害鳥獣捕獲を実施することとする。</p> <p>一方で、全国的にツキノワグマが市街地へ出没する事例が増加していることから、人身被害が発生した場合もしくはその恐れがあり、緊急を要する場合には、引き続き速やかに口頭による捕獲許可を行うこととする。</p>
<p>ニ 捕獲数の管理</p> <p>個体数管理は、ツキノワグマの適正な管理の推進の重要な手段の一つであり、捕獲数の迅速な把握及び周知が必要となることから、捕獲後は速やかに捕獲調書を提出することとする。</p> <p>また、有害鳥獣捕獲の数が増加し、その年度の捕獲上限数に達することが予測される時、又はこれに達したとき、並びに年間の捕獲数が著しく多い場合は、平成26年度に推定された生息数の個体数水準を維持するため、県地方振興事務所及び関係者と協議した上で、猟友会に対する狩猟の自粛の要請を行うことをツキノワグマ部会において検討する。</p>	<p>ツキノワグマの捕獲数は毎月始めに前月の実績を取りまとめ把握している。</p> <p>令和元年度及び令和2年度には年度の捕獲上限数に達する見込みであったため、関係機関及びツキノワグマ部会において狩猟の自粛要請について検討を行ったが、平成30年度以前の捕獲数が上限に達していなかったことや、狩猟による奥山への追い上げ効果などを考慮し、狩猟自粛要請は行わないこととなった。</p>	<p>●継続</p> <p>新計画において新たに設定した捕獲上限数に達した場合やその恐れがある場合には、狩猟自粛要請について検討を行う。</p>



現計画

ホ 狩猟文化の維持

狩猟技術を持つ人々により人身及び農作物の被害防除が行われている現状に鑑みると狩猟免許所持者の減少は、将来におけるこれらの被害防除に支障をきたすと思われるため、狩猟者を野生鳥獣保護管理の重要な担い手として位置付け、関係者との合意形成、狩猟文化の維持及び狩猟免許所持者の数の維持を図るものとする。

達成状況

狩猟免許所持者数は平成 25 年度以降増加に転じているが、主にわな猟免許所持者の増加によるものであり、ツキノワグマの狩猟捕獲数は、ここ 30 年間は 10 頭未満である場合が多い。

県内のツキノワグマ捕獲数(平成2年度以降)

(単位:頭)											
年度	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12
有害	8	27	57	28	23	28	60	19	30	38	26
狩猟	20	34	2	7	4	6	4	6	2	7	7
合計	28	61	59	35	27	34	64	25	32	45	33
年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
有害	53	47	79	44	28	211	19	46	36	74	23
狩猟	2	19	8	7	20	5	4	6	0	3	11
合計	55	66	87	51	48	216	23	52	36	77	34
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2(速報値)		
有害	88	22	75	36	132	64	76	227	279		
狩猟	1	7	2	9	4	16	8	2	1		
合計	89	29	77	45	136	80	84	229	280		

○狩猟免許試験の休日、複数会場での実施

平成 29 年度及び平成 30 年度：4 日間 7 会場で実施

令和元年度から令和 3 年度まで：5 日間 8 会場で実施

○市町村等からの要望に応じて、わな免許限定の狩猟免許試験実施

H29：柴田町、H30：丸森町、R1：栗原市、R2：大崎市、R3：大崎市

○新人ハンター養成講座及び新米ハンターレベルアップ講座の実施

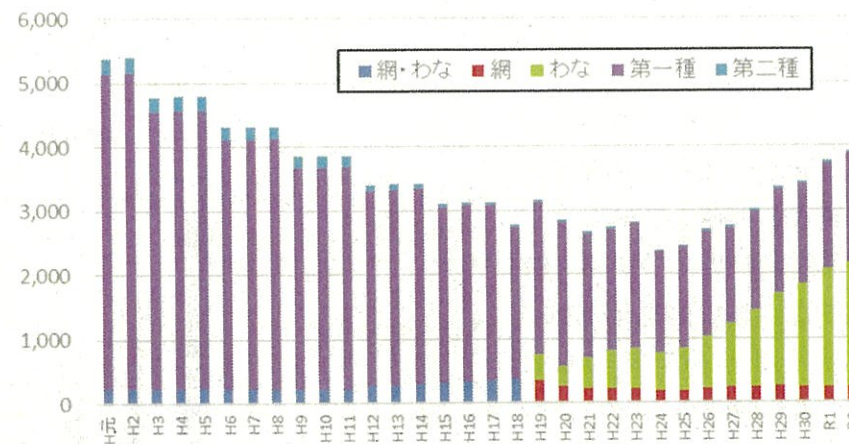
狩猟者を確保し、その数を維持するため、狩猟に関心のある者等を対象に、狩猟に関する様々な知識及び技術を習得させる「新人ハンター養成講座」を開講しているほか、令和 2 年度からは狩猟免許は所持しているが経験が浅い者を対象にした「新米ハンターレベルアップ講座」を開講し、狩猟者確保に努めた。

新計画(案)

●継続

既存の施策を継続することとし、狩猟免許の取得や更新経費への支援、市町村の有害捕獲担い手育成補助等の実施により、狩猟免許取得者増加に向けた取組を行うとともに、普及啓発や狩猟者育成支援のための取組を検討する。

狩猟免許所持者数の推移



現計画	達成状況	新計画（案）
<p>ヘ 錯誤捕獲の回避</p> <p>狩猟又は有害鳥獣捕獲に際しては、イノシシ等の捕獲おりの上面へ直径30cmの脱出口の設置、くくりわなは直径12cm以内とした錯誤捕獲（捕獲の目的とする鳥獣と異なる鳥獣を誤って捕獲することをいう。）に十分に配慮したくくりわなの使用等、錯誤捕獲の防止対策を講じるよう努めるものとする。</p>	<p>わなによるイノシシ捕獲数が増加する一方で、特にイノシシ捕獲目的で設置されたくくりわなにツキノワグマが錯誤捕獲される事例が急増している（令和2年度はツキノワグマ有害捕獲数279頭のうち、錯誤捕獲によるものが178頭（約64%））。</p>	<p>●記載を拡充</p> <p>くくりわなによる錯誤捕獲を完全に防ぐことは非常に困難であるが、錯誤捕獲が発生した箇所でのくくりわな使用中止や、ツキノワグマが錯誤捕獲されにくいタイプのくくりわなへの切り替えの指導、錯誤捕獲が発生した場合の放獣体制の整備等について追記することを検討する。</p>
<p>(2) 人身被害防除</p> <p>人身被害防除については、「山地での人身被害対策」と「人里での人身被害対策」とに区別される。</p> <p>イ 山地での人身被害対策</p> <p>山地は、ツキノワグマの本来の生息地であることから、基本的には、入山者等の自己責任に帰するものであり、市町村及び関係機関と連携して次のような取組を実施することにより、入山者等の自己防衛意識の啓発を図ることとする。</p> <p>(イ) 「クマに会わないためには」及び「万が一クマに会ってしまったら」を広報誌、インターネット等の各種媒体を通じて周知する。 自然保護課HP：http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/</p> <p>(ロ) ツキノワグマの出没情報について、看板の設置、インターネット等により、広く周知を図る。</p> <p>(ハ) 登山道、野外キャンプ施設等において、ツキノワグマを誘引する原因となる生ごみ等を残さないよう入山者に対して啓発を図るとともに、山地にある観光施設等において、それらの施設管理者に対して生ごみ等の適切な処理を行うよう指導する。</p> <p>ロ 人里での人身被害対策</p> <p>ツキノワグマが出没した場合、市町村と連携して、該当地域の住民への周知及び注意喚起を図るとともに、警察等関係機関との連携により、被害の未然防止又は被害の拡大防止のための必要な手段を講じることとする。</p> <p>また、ツキノワグマの人里への誘引要素となる廃棄農産物、生ごみ、放棄果樹などの適切な処理の徹底について、引き続き普及啓発を図ることとする。</p> <p>特に、市街地や集落内の住宅密集地など人間の居住地であり、人間の安全が最優先される地域（排除地域）では、「ゾーン管理」の考え方も踏まえながら、人里に固執するツキノワグマ個体の選択的排除に努めることとする。</p>	<p>県自然保護課ホームページに「クマに会わないためには」及び「万が一クマに会ってしまったら」を掲載。</p> <p>また、各市町村から提供のあったツキノワグマ出没情報を一覧表形式で公表すると共に、平成30年度からはGooglemapで地図化し、自然保護課ホームページに掲載している。</p> <p>そのほか、令和3年度から子ども向けの講座として「ツキノワグマのことを学ぼう ～クマによる事故を防ぐために～」をみやぎ出前講座のメニューとして開設し、ツキノワグマの生態を学ぶと共に、人身事故を防ぐための方法について周知を図っている。</p> <p>各市町村においては、出没の多く見られる箇所での看板の設置、出没時の住民向けメール配信サービスの運用、防災行政無線でや広報車による注意喚起を行うなど、被害の未然防止に努めている。</p> <p>また、市街地にクマ出没して、人身被害が発生した場合もしくはその恐れがあり、緊急を要する場合には、速やかに口頭による捕獲許可を行っている（令和3年4月1日時点で緊急時の捕獲許可のための許可権限を15市町村に移譲している。）。</p> <p>そのほか「ツキノワグマ被害対策連絡会議」を平成29年度、令和元年度及び令和2年度に開催し、クマの出没情報の共有、緊急時の対応に係る連携の確認を図るほか、市町村や県民等に対する注意喚起のあり方、クマとヒトとの軋轢解消を目指した取組等について検討を行った。</p>	<p>●継続</p> <p>現計画を継続、引き続き人身被害防除に努める。</p>

現計画	達成状況	新計画（案）
<p>(3) 農林水産業等被害防除</p> <p>イ 被害状況の把握 農林水産業等における被害については、今後とも、関係部局と連携を図り、被害金額と併せて、自家消費等被害額に現れない実態の把握に一層努めることとする。</p> <p>ロ 農林水産業等被害防除</p> <p>(イ) 電気柵の設置 農林水産業等における被害の防除には、電気柵の設置が有効であると考えられていることから、引き続き、国庫補助事業、交付金等を活用し、被害が多い地域における電気柵の導入の促進を図ることとする。 しかし、電気柵を一部の場所に設置しても、被害発生場所が移動する結果だけになることもあるため、共同での設置、山地と接している農地への重点的な設置など、一体的・効率的な実施を図られるよう、市町村と連携して進めていくこととする。</p> <p>(ロ) 追い払い 人里に下りてきたツキノワグマを捕獲することなく、空砲等で威嚇して安全に山に追い払う手法の検討を引き続き実施する。</p> <p>(ハ) 生ごみ等誘引物の管理 人身被害防除と同様に、ツキノワグマの人里への誘引要素となる人家周辺の生ごみ、廃棄野菜、放棄果樹などの適切な処理の徹底について、引き続き普及啓発を図ることとする。</p> <p>(ニ) 林縁部の刈払い ツキノワグマの耕作地への侵入を抑制するためには、人とクマの生息環境に緩衝帯を設置することが有効と言われていることから、林縁部の刈り払いや隠れ家となる樹林地の除間伐を進めるなど、農家や森林所有者に対して働き掛けていくこととする。</p> <p>(ホ) 皮剥ぎ対策 皮剥ぎ対策としては、試験研究機関を中心に被害実態の把握に努めることや、簡易で低コストの被害対策の確立に向け調査を継続して実施していくこととする。</p>	<p>イ 関係部局と連携を図りながら、情報共有を行った。</p> <p>(イ) クマによる被害があった場合は現地調査を実施し、被害者に対し電気柵の設置や、既に設置している箇所については、管理等について指導を行った。 特に電気柵は設置方法によって効果が著しく低下することから、県地方機関や市町村担当者等との会議の場において、一般社団法人日本養蜂協会が発行している手引書などを活用し、正しい設置の仕方について周知を図った。</p> <p>(ロ) 被害のあった場合に、電気柵の設置や誘引物の除去等の指導を行ったほか、必要に応じて花火等を用いた追い払いを行った。</p> <p>(ハ) クマによる被害が発生した場所で誘引物が認められた場合は、それらの除去の指導を行った。</p> <p>(ニ) 市町村が主体となって、林縁部の刈払い等について普及啓発を行った。</p> <p>(ホ) 宮城県林業技術総合センターで被害実態を把握し、パンフレット「宮城県におけるクマ剥ぎ被害発生状況について」を発行して被害対策の普及啓発を行った。</p>	<p>●継続 各種防除対策を引き続き推進するとともに、効果についてのモニタリング調査を行い、実施方法等を改善していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気柵の設置・管理 ・追い払い ・生ごみ等誘引物の管理 ・林縁部の刈払い ・皮剥ぎ対策
<p>(4) 生息環境の保全・整備</p> <p>国有林については、奥羽山脈及び北上山地において、「緑の回廊」の設定による野生動植物の生息生育地の保護・保全及び移動分散経路の確保、森林生態系の保全などの取組を進めていくこととされている。</p> <p>県としては、関係機関と調整しながら、次のような取組を推進することとする。</p> <p>イ 農地周辺の林縁部の刈払い</p> <p>ロ 針広混交林への誘導(各市町村森林整備計画と整合した針葉樹と広葉樹とが混生する多様性に配慮した森林づくり)</p> <p>ハ 鳥獣保護区の見直し等による生息地の保全</p>	<p>宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会に仙台森林管理署職員も委員として委嘱されており、当県におけるツキノワグマをはじめとした各特定鳥獣管理事業の取組状況について情報共有を図っているが、森林管理署と連携した取組の推進には至らなかった。</p>	<p>●継続 必要に応じて、森林管理署と連携を図り進めていく。</p>

現計画				達成状況	新計画（案）
	効果	被害防除効果の程度，その他			
生息動向	生息状況	生息痕跡及び個体の目撃場所，その他	観察調査，追い出し調査		
<p>計画の実施体制及び普及啓発</p> <p>(1) 各機関の果たす役割</p> <p>イ 県</p> <p>県は，計画の策定，計画に基づく各種施策の実現，モニタリングの実施，施策の評価及び計画の見直しを行うこととし，その円滑な運営のために次の事項を行うこととする。</p> <p>なお，ツキノワグマ部会において，モニタリングの結果を評価し，及び計画にフィードバックすることにより，捕獲上限数を含む計画の見直し及び管理の実施全般について検討を行うこととする。</p> <p>(イ) 個体数管理など各種施策の実施状況の把握に努め，関係者に対する情報の提供並びに必要な指示及び助言を行う。</p> <p>(ロ) 計画の推進に当たっては，市町村，国，隣接する県等との調整を図りながら行う。</p> <p>(ハ) 関係者に計画の実施について協力を要請し，管理を効果的に実施するための体制を構築する。</p> <p>(ニ) 地域における管理の推進について協議する体制を整備し，広域的連携による各種施策の取組が促進されるよう努める。</p> <p>(ホ) 管理に対する県民の理解を深めるため，計画に基づく各種施策，ツキノワグマの生態等に関する啓発に努める。</p> <p>(ヘ) 大学，県林業技術総合センター等の研究機関と連携を図りながら，生息調査，生息動向調査等の調査研究を実施する。</p> <p>ロ 市町村</p> <p>(イ) 地域住民，県など関係者と連携し，計画に基づく各種施策の実施等地域の実情に応じた対策を行う。</p> <p>(ロ) 県と連携し，地域住民に対し，計画に基づく各種施策に対する理解を求め，及びツキノワグマの生態等に関する啓発を行う。</p> <p>ハ 猟友会</p> <p>(イ) 管理の担い手として計画の目的及び内容を理解した上で，県又は市町村の要請に基づき必要な措置を実施する。</p> <p>(ロ) 鳥獣の生態を熟知する者として，必要に応じて，行政，関係団体，地域住民などに対し，被害防除などについての助言を行う。</p>				<p>(イ) 有害捕獲頭数を把握し，県ホームページにより情報提供を行った。</p> <p>(ロ) 各市町村が作成する被害防止計画との整合性を図りながら，計画の推進に努めた。</p> <p>(ハ) 毎年度，各地方振興事務所や県内各市町村を対象に担当者会議を開催し，本計画を含め，本県における野生鳥獣対策について周知を図った。</p> <p>(ニ) 広域的連携による各種施策の推進までは至っていないものの，地方機関単位で関係者が参集し，クマに関する情報の共有や，緊急時における連絡体制の整備など行っている。</p> <p>(ホ) 出没位置の情報収集を行い，県ホームページにより情報提供を行った。</p> <p>(ヘ) 県林業技術総合センターのクマ剥ぎ被害の発生状況調査などにより，被害防止対策の推進を図った。</p> <p>また，令和2年度及び令和3年度にカメラトラップによる個体数推定調査を行った。</p>	<p>●継続</p> <p>引き続き既存の計画を継続するとともに，現計画で達成できなかった事項について実施に努める。</p>

現計画	達成状況	新計画（案）
<p>(2) 隣接する県との調整</p> <p>南奥羽保護管理ユニットは、山形県及び福島県にまたがるものであることから、広域保護管理の考え方から、引き続き情報交換を行うとともに、南東北地域におけるツキノワグマの広域保護管理に係る打合せ会を両県に呼び掛けて開催する。</p>	<p>東北各県との意見交換については、東北各県が参集するブロック会議のほか、電話やメール等で適宜行っているが、南奥羽保護管理ユニットに特化した打合せ会は開催できていない。</p>	<p>●継続</p> <p>東北各県が参集する会議等で引き続き情報交換を行うほか、必要に応じて南東北地域のツキノワグマ保護管理に関する打ち合わせ会の開催について検討する。</p>
<p>(3) NPO との連携</p> <p>ツキノワグマの学習放獣、生息状況の調査等については、行政のみの取組では限界があることから、NPO等との連携を図ることが重要であり、パートナーシップの仕組みづくりに取り組んでいくこととする。</p>	<p>NPO等と連携した学習放獣や生息状況調査については、パートナーとなるNPOの発掘、連携のあり方や仕組み作り等が整備できなかったため、現計画期間内では未実施である。</p>	<p>●継続</p> <p>現計画を継続し、パートナーの発掘等に努めていく。</p>
<p>(4) 普及啓発</p> <p>計画の目的及び内容について、広報誌等により県民への普及に努めることとする。また、学校、町内会等自治会などとの連携を図り、学校教育及び生涯学習を通して、ツキノワグマの生態、ツキノワグマとの適切な関わり方などについての啓発に努めることとする。</p>	<p>ツキノワグマの生態等について、自然保護課ホームページに掲載した。</p> <p>また、令和3年度から子ども向けの講座として「ツキノワグマのことを学ぼう ～クマによる事故を防ぐために～」をみやぎ出前講座のメニューとして開設し、ツキノワグマの生態を学ぶと共に、人身事故を防ぐための方法について周知を図っている。</p>	<p>●継続</p> <p>現計画を継続し、大人向けの講座開設についても検討する。</p>

